

令和 5 年

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第1	監査の実施	1
1	準拠した基準	1
2	監査の種類	1
(1)	財務監査	1
(2)	行政監査	1
(3)	「防災に必要な物資の備蓄及び管理状況について」に関する行政監査	1
第2	監査の結果	2
1	概要	2
(1)	監査の対象	2
(2)	監査の着眼点	3
(3)	監査の実施内容	4
	ア 事務局監査	4
	イ 委員監査	4
2	監査結果	4
(1)	概況	4
	ア 分野別	5
	イ 局等別	5

(2) 監査結果	6
ア 収入	7
【指摘事項】 証紙売りさばき代金の収納事務において、納入者不明 収納金が発生していたもの (合規性)	7
イ 支出	7
【指摘事項】 執行伺を作成せずに支出手続を行っていたもの (合規性)	7
【指摘事項】 所得税の納付が遅延し、延滞税が発生したもの (合規性)	8
〈監査意見〉 適正な会計事務の執行を求めるもの	10
【指摘事項】 単価契約において、予定価格を超えた金額で契約を締 結していたもの (合規性)	11
【指摘事項】 随意契約できない契約について、随意契約により締結 していたもの (合規性)	12
〈監査意見〉 随意契約について、適正な事務処理を求めるもの	13
【指摘事項】 支払が遅延し、遅延利息が発生したもの (合規性)	14
〈監査意見〉 支払手続について、適正な事務処理を求めるもの	15
ウ 財産・物品	16
【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続が行われていなかった もの (合規性)	16
〈監査意見〉 行政財産の特別使用許可について、適正な事務の執行 を求めるもの	18
【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続が行われていなかった もの (合規性)	19
【指摘事項】 物品の管理が不適切であったもの (合規性)	20
【指摘事項】 物品の管理が不適切であったもの (合規性)	21

【指摘事項】重要物品等の処分に当たり、必要な手続を行って いなかったもの (合規性)	22
【指摘事項】物品(パーソナルコンピューター)の所在が不明とな ったもの (合規性)	24
〈監査意見〉生徒用タブレットについて、適切な管理を求めるもの	25
エ 工 事	26
【指摘事項】避難器具廻り落下防止柵設置工事において、設計及び 契約の変更手続がなされていなかったもの (合規性)	26
【指摘事項】道路改築工事において、設計金額に誤りがあったもの (合規性)	28
【指摘事項】漁港改良工事において、設計金額に誤りがあったもの (合規性)	30
【指摘事項】道路災害防止工事及び河川局部改修工事において、設 計金額に誤りがあったもの (合規性)	33
【指摘事項】園路広場整備工事において、設計金額に誤りがあった もの (合規性)	36
オ 事務事業	37
【指摘事項】道路占用許可等の事務において、不適切な事務処理が 行われていたもの (合規性)	37
〈監査意見〉道路占用許可等の事務において、適切な事務処理を求 めるもの	39
第3 テーマを設定した行政監査	41
1 概要	41
(1) 監査のテーマ	41
(2) 監査の目的	41

(3) 監査の対象	41
(4) 監査の着眼点	42
(5) 監査におけるリスクの設定	42
(6) 監査の実施内容	43
2 災害救助用備蓄物資の備蓄及び管理の概要	43
(1) 地域防災計画及び災害対策本部について	43
(2) 物資の備蓄状況について	43
(3) 物資の保管に関する定めについて	44
3 監査結果	45
(1) 災害救助用備蓄物資の備蓄状況	45
ア 災害救助用備蓄物資の選定について	45
イ 備蓄数量の計画について	46
ウ 災害救助用備蓄物資の備蓄について	47
エ 家庭における食料の備蓄の啓発について	49
(2) 災害救助用備蓄物資の保管及び出納について	49
ア 災害救助用備蓄物資の保管体制について	49
イ 災害救助用備蓄物資の保管施設について	50
ウ 災害救助用備蓄物資の保管場所の点検について	51
エ 災害救助用備蓄物資の保管場所内の管理について	51

オ	災害救助用備蓄物資の保管場所の防犯対策について	52
カ	災害救助用備蓄物資の在庫状況の確認について	52
キ	災害救助用備蓄物資の保管状況等の報告について	53
ク	災害救助用備蓄物資の使用期限、賞味期限の把握について	53
ケ	災害救助用備蓄物資の保管等の委任について	54
コ	委任機関における災害救助用備蓄物資の保管等について	56
(3)	災害救助用備蓄物資の供給について	56
ア	災害救助用備蓄物資の供給に備えた訓練について	56
イ	関係機関等との連携について	57
4	監査意見	57
	〈監査意見〉 災害救助用備蓄物資について備蓄方針数量の確保を求める もの	57
	〈監査意見〉 災害救助用備蓄物資の保管等について責任の所在を明確に することを求めるもの	58
	〈監査意見〉 災害救助用備蓄物資の保管等に万全を期することを求める もの	58
	(参考)	
	是正又は改善を必要とする事項集計表	62
1	分野別	62
2	局等別	63

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の実施

1 準拠した基準

愛知県監査委員監査基準(令和2年監査公表第6号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

(1) 財務監査

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定期監査

(2) 行政監査

地方自治法第199条第2項の規定による監査((3)を除く。)

(3) 「防災に必要な物資の備蓄及び管理状況について」に関する行政監査

令和5年定期監査等実施計画において、防災に必要な物資の備蓄及び管理状況をテーマとして設定したもの

※ この報告においては、(1)及び(2)を「第2 監査の結果」に、(3)を「第3 テーマを設定した行政監査」に記載した。

第2 監査の結果

1 概要

(1) 監査の対象

主として、令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）を対象に監査を実施した。

令和5年定期監査の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	181	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 ・ 愛知県財務規則第4条第6項に定める知事が指定する職を置く課（警察本部の課） ・ 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 ・ 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	331	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県財務規則第2条第4号に定める「かい」 ・ 愛知県企業庁組織規程第2条に定める出先機関 ・ 愛知県病院事業庁組織規程第2条に定める県立病院
計	512	

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
政策企画局	7	1	8	7	0	7	7	1	8
総務局	8	16	24	8	6	14	8	16	24
人事局	3	1	4	3	0	3	3	1	4
防災安全局	4	1	5	4	1	5	4	1	5
県民文化局	8	4	12	8	1	9	8	4	12
環境局	6	1	7	6	0	6	6	1	7
福祉局	6	13	19	6	3	9	6	13	19
保健医療局	7	17	24	7	8	15	7	17	24
経済産業局	9	5	14	9	3	12	9	5	14

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計
労 働 局	3	4	7	3	2	5	3	4	7
観光コンベンション局	2	-	2	2	-	2	2	-	2
農 業 水 産 局	7	15	22	7	4	11	7	15	22
農 林 基 盤 局	5	3	8	5	1	6	5	3	8
建 設 局	9	9	18	9	5	14	9	9	18
都 市 ・ 交 通 局	7	2	9	7	1	8	7	2	9
建 築 局	4	-	4	4	-	4	4	-	4
ス ポ ー ツ 局	4	-	4	4	-	4	4	-	4
会 計 局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
議 会 事 務 局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
選挙管理委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
監査委員事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
労働委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
教 育 委 員 会	10	183	193	10	21	31	10	183	193
警 察 本 部	56	47	103	56	18	74	56	47	103
企 業 庁	6	6	12	6	2	8	6	6	12
病 院 事 業 庁	2	3	5	2	2	4	2	3	5
計	181	331	512	181	78	259	181	331	512

(2) 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

○ 合規性……ルールを守っているか

事務事業の執行等及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

○ 経済性……ムダな経費をかけていないか

事務事業の執行等及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

○ 効率性……より成果のあがる方法はないか

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

- 有効性……目的にかなっているか

事務事業の執行等及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

(3) 監査の実施内容

ア 事務局監査

令和4年11月1日から令和5年6月30日までの間、監査対象機関に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、あわせて、当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。ただし、地方機関の一部にあつては、県の庁舎に設けた監査会場に対象機関を集合させて質問等を行う集合監査を実施した。

イ 委員監査

令和4年12月14日から令和5年8月4日までの間、関係書類や事務事業の実態を調査し、あわせて、本庁においては、対面により当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、地方機関にあつては、主にICT（情報通信技術）を活用したオンライン方式により当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査（委員監査）を実施した。

ただし、本庁及び地方機関の一部にあつては、書面により質問への回答を求める方法により実施した。

なお、議会事務局に係る監査については、高桑敏直監査委員及び近藤裕人監査委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査結果

(1) 概況

監査の結果、30件の是正又は改善を必要とする事項があった。

なお、是正又は改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

- 指摘事項
 - ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要領等又はこれらの運用解釈に違反するもののうち是正又は改善を要すると認められるもの
 - ② 県に損害又は損害賠償責任が生じている事故等のうち是正又は改善を要すると認められるもの

- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点からは是正又は改善を要すると認められるもの
- ④ その他是正又は改善を要すると認められるもの

○ 検討事項

- ① 問題点又は疑問点がある場合で、是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの
- ② 指摘事項を踏まえ、制度の在り方、運用等については是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの

ア 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	1	0	1
支 出	6	0	6
人件費・旅費	0	0	0
財産・物品	16	0	16
委 託	0	0	0
工 事	5	0	5
補 助 金	0	0	0
事 故	0	0	0
事務事業	2	0	2
そ の 他	0	0	0
計	30	0	30

イ 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政策企画局	0	0	0
総 務 局	4	0	4
人 事 局	0	0	0
防 災 安 全 局	0	0	0
県 民 文 化 局	0	0	0
環 境 局	0	0	0
福 祉 局	1	0	1
保 健 医 療 局	1	0	1

区 分	指摘事項	検討事項	計
経 済 産 業 局	0	0	0
労 働 局	0	0	0
観光コンベンション局	0	0	0
農 業 水 産 局	1	0	1
農 林 基 盤 局	0	0	0
建 設 局	7	0	7
都 市 ・ 交 通 局	1	0	1
建 築 局	0	0	0
ス ポ ー ツ 局	0	0	0
会 計 局	1	0	1
議 会 事 務 局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0
教 育 委 員 会	11	0	11
警 察 本 部	1	0	1
企 業 庁	2	0	2
病 院 事 業 庁	0	0	0
計	30	0	30

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、6件の監査意見を付した。

(2) 監査結果

是正又は改善を必要とする事項の内容及び監査意見は、次のとおりである。

なお、是正又は改善を必要とする事項については、主にどのような観点（合規性、経済性、効率性、有効性）から、是正又は改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

ア 収 入

【指摘事項】証紙売りさばき代金の収納事務において、納入者不明収納金が発生していたもの（合規性）

該当機関 尾張県民事務所

尾張県民事務所では、愛知県証紙の売りさばきをしており、業務終了時に、証紙売上額と証紙売却証明書の照合を行っている。

令和4年3月10日の業務終了時に証紙売上額と証紙売却証明書の金額を照合したところ、現金1万円が上回っていた。

当日の証紙購入者からの申出を待ったものの、過払いした者を特定することができず、雑入で受け入れた。

これは、同事務所では、証紙売りさばきの際は2名で対応していたが、現金の過誤の発生防止対策としての複数名によるチェックが十分に行われていなかったことによるものである。

該当機関	発生日	金額
尾張県民事務所	令和4年3月10日	10,000円

<参考>

○ 「証紙売りさばきにおける適正な事務処理等について（2021年3月30日付け総務局長通知）」（抜粋）
証紙の売りさばき事務については、証紙や現金の紛失、盗難等のリスクがあることから、適正な管理や事務処理を行うことが求められています。
（中略）
つきましては、証紙売りさばきに当たっては、担当職員及び上司は、その事務の重要性を再認識し、複数名によるチェックが行われているか等事務処理方法をあらためて確認いただくとともに、取り扱う職員に周知徹底し、細心の注意を払いながら愛知県財務規則等に基づき適正に日々の事務を処理していただきますようお願いいたします。

イ 支 出

【指摘事項】執行伺を作成せずに支出手続を行っていたもの（合規性）

該当機関 一宮建設事務所

かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、「知事が指定する事項に係る事業執行」を除き、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理由等を

記載した執行伺を作成して決裁を受けた上で支出手続を行わなければならないとされている。

しかしながら、一宮建設事務所では、庁舎自動ドア装置取替工事の執行に当たり、執行伺の作成を失念して支出手続を行っていた。

これは、担当者が執行伺の作成を失念したことはもとより、支出負担行為決議書の決裁過程において執行伺による執行の内容の確認を怠ったため、執行伺が作成されていないことに気付かなかったことによるものである。

<参考>

<p>○ 愛知県財務規則 (予算執行書) 第21条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行(以下本条において「事業執行」という。)にあたっては、あらかじめ、予算執行書(様式第12)を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。</p> <p>○ 愛知県財務規則の運用について(通知) 第21条関係(予算執行書) 1 略 2 かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。</p>
--

【指摘事項】 所得税の納付が遅延し、延滞税が発生したもの (合规性)

該当機関 会計局会計課、管理課

所得税法では、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日(10 日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに、これを国に納付しなければならない。また、県における所得税については、給与控除の支出命令の後、支出命令の確認登録を行うことで歳入歳出外現金(以下「外現金」という。)への振替がされ、その後外現金から払出しと納付がされる。なお、「愛知県財務規則の運用について(通知)」によれば、会計管理者及び出納員(県税出納員を除く。)は、支出命令の審査をし、適正と認めたときは、端末機により支出命令の確認登録を行い、支出命令確認票(以下「確認票」という。)を作成し、支出命令の際出力される支出金調書と照合確認することが求められている。

しかしながら、会計課において、令和 4 年 6 月 30 日支払の期末勤勉手当に係る源泉所得税 771,744,336 円について、担当者が支出命令の確認登録

の際に必要となる支払日の入力を行わなかったため、確認登録が適正に行われず、外現金への振替がされなかった。そのため、納付期限である7月11日までに、外現金から源泉所得税を払出し、納付することができず、延滞税50,700円が生じた。

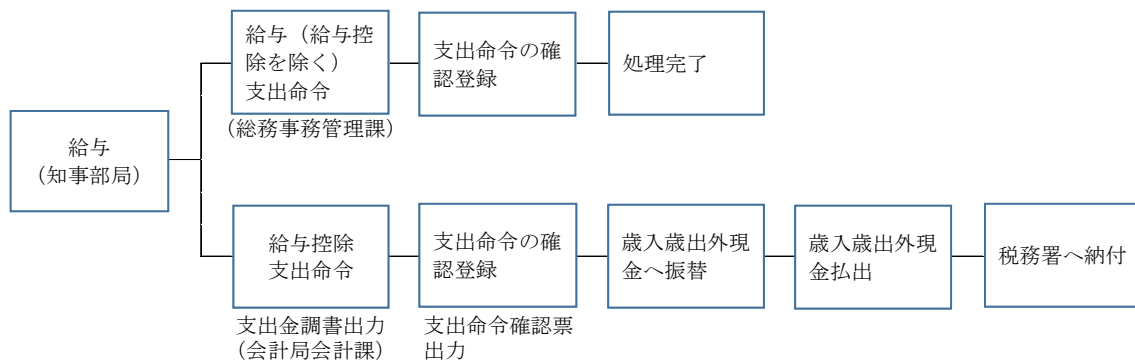
会計課では、支出命令の確認登録に不慣れな者を担当者として手続をさせたこと、その担当者は不慣れであったとはいえ、支出命令の確認登録手続を行ったにもかかわらず出力されるべき確認票が出力されないとして、その異常を別の担当者に報告し確認を依頼したにもかかわらず、その別の担当者が確認手続を怠ったことなどから、確認票が出力されないまま放置されることとなった。また、確認票と支出金調書との照合確認は担当者間のみで行っており、ダブルチェック等がされておらず、組織的なチェック体制となっていなかった。

次に、管理課では、7月4日時点で外現金の財務システムの収納済額と金融機関の収納済額の差異を把握し、かつ、その差異の額が今回の源泉所得税額と同額であることは認識した。それにもかかわらず、財務システムの一時的な不具合と安易に考えて、その時点で、直ちに、会計課に認識した事実を連絡したり、あるいは、財務システムの保守業者への点検を依頼するなどの適切な対応を取らなかった。このため、会計課が源泉所得税の外現金への振替をしていないことを速やかに把握できなかった。

7月11日になって、管理課は、原因を特定するため財務システムの保守業者に調査依頼を行った。その結果、源泉所得税の振替処理がなされていないことが判明したため、会計課に連絡した。この時点で会計課は、源泉所得税の外現金への振替がされていないことを知るに至った。

会計課はその後、直ちに振替処理を進めたが、結果として納付は7月12日となったものである。

○ 所得税納付の流れ



<参考>

- 所得税法
(源泉徴収義務)
第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。
2 略
- 愛知県財務規則の運用について(通知)
第24条関係(会計管理者及び出納員の審査)
1 会計管理者及び出納員(県税出納員を除く。)は、支出命令の審査をし、適正と認めるときは、端末機により支出命令の確認登録を行い、支出命令確認票(要綱様式第414)を作成し、支出金調書と照合確認すること。ただし、主管課の出納員が審査した支出命令にあつては、会計管理者が支出命令の確認登録を行い、支出命令確認票を作成し、支出金調書と照合確認すること。
2 略

<監査意見> 適正な会計事務の執行を求めるもの

該当機関 会計局

会計局は、県全体の会計事務を司る局である。ところが、前記所得税の納付が遅延し、延滞税が発生した事案では、会計局会計課、管理課のいずれにも怠慢が認められた。職員個々の会計事務の適正な執行に係る基本的な対応を軽視し、その職責の重さに対する緊張感に欠けた対応が重なっており、かつ、局全体としてのチェック機能も十分に働いていなかったと言わざるを得ない。同案件では、延滞税の金額の多寡ではなく、会計局のそれを招いた一連のミスの重なり自体が会計局の基本的な使命にもとるものである。監査委員の会計局に対する期待は大きく、所得税の納付のみならず、会計事務全般に対する適正な執行を求めるとともに、会計局職員の矜持の再確認を組織として行うことを希望する。

【指摘事項】単価契約において、予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの（合規性）

該当機関 国府高等学校

国府高等学校では、LPガスの供給についての単価契約を締結していたが、執行伺で予定価格とした金額の範囲内で契約を締結しなければならないところ、より安価ではあったものの予定価格を超えた見積書を提出した者と当該見積額で契約を締結していた。

これは、契約を締結する際の決裁において、予定価格が記載された執行伺は添付したものの、契約金額が予定価格の範囲内であることを確認しなかったことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 契約の内容等

- ・ 契約方法：随意契約（2者による見積競争）
- ・ 契約締結日：令和4年4月1日
- ・ 契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

品目	予算執行額			契約金額等		
	単価 A	予定数量 B	A×B (千円未満 切上げ)	契約金額 C	予定数量 D	C×D
LPガス	495円	992 m ³	492,000円	572円	992 m ³	567,424円

<参考>

- 愛知県財務規則
(予算執行書)
第21条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行(以下本条において「事業執行」という。)にあたっては、あらかじめ、予算執行書(様式第12)を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。
- 愛知県財務規則の運用について(通知)
第21条関係(予算執行書)
1 略
2 かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。

【指摘事項】 随意契約できない契約について、随意契約により締結していたもの（合規性）

該当機関 碧南工科高等学校、三好高等学校

愛知県財務規則では、財産の買入に係る契約は、予定価格（単価契約の場合、予定価格とする単価に発注予定数量を乗じた執行予定額）が160万円を超えないものについて、随意契約によることができるものとされている。

しかしながら、碧南工科高等学校及び三好高等学校では、LPガスの納入契約において、当該単価契約の執行伺における執行予定額が160万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。

これは、当該契約は毎年度随意契約により締結していたことから、担当者が安易に前年度と同様の事務処理ができると思い込んだことに加えて、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ LPガス納入の執行予定額

該当機関	予定価格 (1 m ³ あたり・税込)	発注予定数量	執行予定額 (円未満切捨て)
碧南工科高等学校	674.3 円	3,042 m ³	674.3 円×3,042 m ³ ≒2,051,220 円
三好高等学校	395.77 円	4,792 m ³	395.77 円×4,792 m ³ ≒1,896,529 円

<参考>

<p>○ 地方自治法 (契約の締結)</p> <p>第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 以下 略</p>
<p>○ 地方自治法施行令 (随意契約)</p> <p>第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>二 以下 略</p> <p>2 以下 略</p>

- 愛知県財務規則
(随意契約のできる予定価格の額)
第164条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 工事又は製造の請負 250万円
 - 二 財産の買入れ 160万円
 - 三 物件の借入れ 80万円
 - 四 財産の売払い 50万円
 - 五 物件の貸付け 30万円
 - 六 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

〈監査意見〉 随意契約について、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 教育委員会

随意契約は、競争入札の方法によらず、相手方を選定して締結する契約方法であり、手続が簡略であるなどの利点がある反面、相手方の選定に恣意的判断が加わり、公正な取引が阻害されるリスクがあるため、法令等で限定された場合のみ認められているものである。

しかしながら、今回の定期監査において、LPガス納入に係る単価契約の手続の際、執行予定額が、財務規則で定められた額である160万円を超えることから随意契約ができないにもかかわらず、随意契約により締結していた事例が複数の所属で見受けられた。

随意契約については、これまでも繰り返し是正又は改善を必要とする事項として取り上げ、また、適正な手続がなされるよう監査意見を付してきたところであるが、依然として、事務担当者を始め関係職員の随意契約のできる金額基準を確認する意識が欠如していることが今回の定期監査の結果からは否定できない。

については、教育委員会にあつては、所属長等管理監督者を含めた職員全体の適正な随意契約の手続に係る意識の高揚に改めて一層取り組むとともに、決裁過程における、ダブルチェック等のチェック体制の強化を図ることに加え、地方機関に対する本庁による指導・確認を充実するなど、内部統制を徹底することにより、随意契約について適正な事務の執行を確保されたい。

【指摘事項】 支払が遅延し、遅延利息が発生したもの（合規性）

該当機関 豊川警察署

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「法」という。）では、対価の支払の時期は、県が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日とし、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払の時期は相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなすこととされている。

しかしながら、豊川警察署において、契約業者から適法な支払請求を受けたにもかかわらず、支払時期が遅延している請求書が282件、請求総額16,032,817円あった。なお、このうち93件について、法に基づく遅延利息47,400円が発生した。

このような多数多額の支払手続が滞ったことは、特定の担当者による重大な過失に基づき支払手続を怠っていたことが主因であるが、担当者の上司や同僚のいずれも契約業者からの催告の電話を受ける等の事情も把握しており、支払が遅れていることを容易に認識できていたにもかかわらず、上司は担当者がいつか責任を持って手続を行うだろうと安易に考えて適切な指示を怠ったばかりでなく、同僚も担当者に忠告することもなかった。加えて、署幹部への当該上司からの事情の説明・報告もしていなかった。これらは、当署の会計事務に係る組織的な業務管理にも問題があったものである。

○ 支払遅延の主なもの

契約内容	金額	請求日	支払日
自動車燃料購入	907,565円	令和3年8月10日	令和3年10月20日
自動車燃料購入	928,940円	令和3年10月10日	令和4年2月28日
クリーニング	43,276円	令和3年5月3日	令和3年6月18日
一般廃棄物処理	24,200円	令和3年5月31日	令和3年11月4日
庁舎清掃	147,894円	令和3年6月1日	令和3年8月4日

<参考>

○ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律 （支払の時期） 第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後
--

相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

2 略

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(定をしなかつた場合)

第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

〈監査意見〉 支払手続について、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 全庁

豊川警察署において、自動車燃料購入に係る請求書始め282件、総額16,032,817円の支払手続が滞り、このうち93件について遅延利息47,400円が発生した。これは、担当者が支払手続を怠ったとともに、とりわけ庁舎修繕代や車両搬送代などの随時の契約による支払手続についての組織的な業務管理が不十分であったことに原因があるものと考えられる。

事案発生後の定期監査において、同署における再発防止策のみならず、他の警察署においても毎月の支払について支払管理表を警察本部会計課に提出し、チェックを依頼するなどの同種事案の発生防止対策が講じられていることが確認され、再度支払遅延が生じるリスクは低いと考えられるが、支払遅延が多数発生したことは県民の信頼を大きく揺るがすものであり、今後、他の機関において、このような事案の発生はあつてはならないものである。

については、各所属におかれては、支払手続を行うに当たり、担当者任せとすることなく、支払項目、支出負担行為日及び支払日を記載した管理表を作成し共有するなど、組織的な業務管理を徹底されたい。

ウ 財産・物品

【指摘事項】行政財産の特別使用許可の手続が行われていなかったもの（合规性）

該当機関 新城設楽振興事務所、中央家畜保健衛生所、豊田加茂建設事務所、一宮起工科高等学校、津島高等学校、鶴城丘高等学校、犬山高等学校、三好高等学校、一宮聾学校、岡崎特別支援学校、東三河水道事務所

「公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正）」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それぞれ1本分の支線として使用料を徴収するとされている。

また、「共架電柱の取扱いについて(令和4年3月22日改正)」によれば、2次使用者から徴収する土地使用料については、1次使用者が県有地内に設置した電柱、支線又は支柱についてもその対象とされている。

これらの取扱いについて確認したところ、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった事例や、1次使用者が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者から、1次使用者が設置した電柱、支線又は支柱に係る土地使用料を徴収していなかった事例が多数の所属で見受けられた。

これらは、公有財産に係る通知の内容を十分に確認しなかったことによるものである。

○ 行政財産使用許可の手続が行われていなかった事例

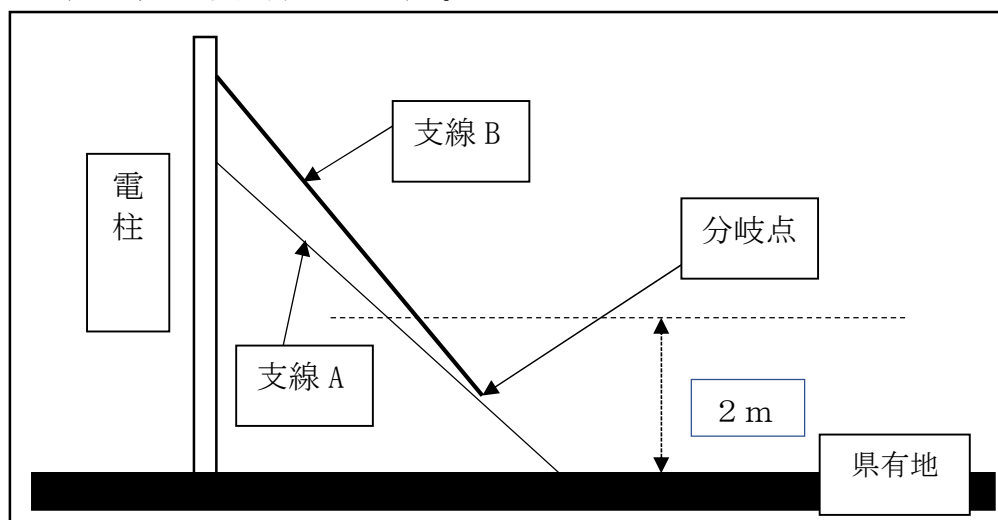
該当機関	内容
一宮聾学校	土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった。

新城設楽振興事務所 中央家畜保健衛生所 豊田加茂建設事務所 三好高等学校	1次使用者が設置した電柱等に電線等を設置する 2次使用者から、1次使用者が設置した支線に係る 土地使用料を徴収していなかった。
一宮起工科高等学校	1次使用者が設置した電柱等に電線等を設置する 2次使用者から、1次使用者が設置した電柱及び 支線に係る土地使用料を徴収していなかった。
津島高等学校 鶴城丘高等学校 犬山高等学校 岡崎特別支援学校 東三河水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> 土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった。 1次使用者が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者から、1次使用者が設置した支線又は支柱に係る土地使用料を徴収していなかった。

<参考>

○ 公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正：財産管理課作成）
電柱支線の取扱い

問 33 下図のとおり、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線Aに、新たに別の者が地上2メートル以下で支線Bを接続しようとする場合（2本の支線の分岐点が地上2メートル以下の場合）、支線Bを設置する者に対して使用許可が必要か。



答 支線Bを設置する者に対して使用許可が必要である。
地上2メートル以下の場合、当該県有地の使用が制限されることから、地上2メートル以下で分岐している支線については、土地に刺さっているか否かに関わらず、それぞれ支線1本分として使用料を徴収する。
また、同じ者が設置する場合も同様に許可が必要であり、2本の許可とする。

○ 「共架電柱の取扱いについて（通知）」（令和4年3月22日改正）（抜粋）

1 用語の意義

共架電柱……県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者以外の者により電線等（PHS無線基地局を含む。）が設置されている電柱

1次使用者…県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者

2次使用者…1次使用者が設置した電柱に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する者（同じ電柱に架線する事業者のうち、1次使用者以外の全ての事業者を指す。）

なお、電柱本体は県有地外に設置されているが、支線又は支柱が県有地内に設置されている場合においても、当該電柱の設置者を1次使用者、当該電柱に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する1次使用者以外の者を2次使用者とする。

2 共架電柱の取扱い

(1) 使用許可（又は貸付け）の相手方

1次使用者及び2次使用者の両者に対し個別に使用許可（又は貸付け）を行うものとする。

(2) 略

(3) 土地使用料（又は土地貸付料）の徴収

1次使用者及び2次使用者の両者から、個別に土地使用料（又は土地貸付料）を徴収する。

(4) 土地使用料（又は土地貸付料）徴収の対象物〔使用許可（又は貸付け）の対象物〕

ア 1次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

(ア) 1次使用者自らが県有地内に設置した電柱

(イ) 1次使用者自らが県有地内に設置した支線又は支柱

イ 2次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

(ア) 1次使用者が県有地内に設置した電柱

(イ) 1次使用者が県有地内に設置した支線又は支柱

(ウ) 2次使用者自らが県有地内に設置する支線又は支柱

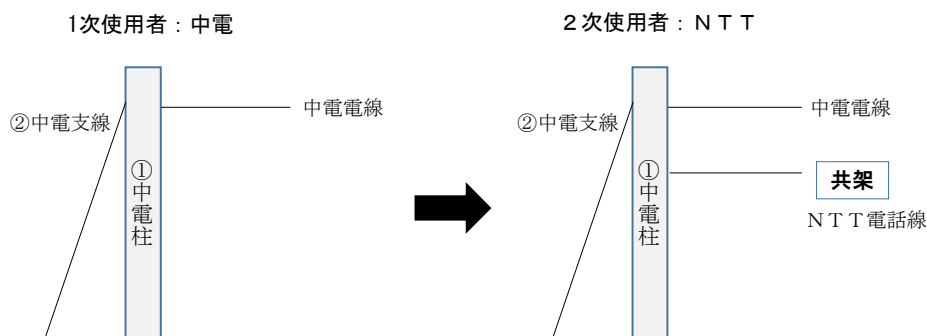
(5) 以下 略

3 略

4 参考

* 使用許可中電柱（中電支線1本有り）にNTTが共架<下記¹> ……両者から年額3,000円ずつ

図1



1次使用者（中電）及び2次使用者（NTT）の両者から、①中電柱及び②中電支線に対する土地使用料として年額3,000円ずつを徴収する。

〈監査意見〉行政財産の特別使用許可について、適正な事務の執行を求めるもの

該当機関 行政財産使用許可により電柱等の設置を許可している所属、総務局

行政財産については、愛知県公有財産規則等の定めるところにより適正に管理を行う必要があるが、これまでも、定期監査において、行政財産の特別使用許可についての手続漏れや手続誤りについては、複数回にわたり

是正又は改善を求めてきた。

しかしながら、上記是正や改善の求めにかかわらず、今回の定期監査においても、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える2メートル以下で分岐している支線に係る使用料の取扱いや、1次使用者が設置した電柱等に電線等を共架する2次使用者に対する使用料の取扱いを誤っていた事例が多数の所属で見受けられた。

これらの事例について、制度所管課においては、分かりやすい例示・図解を追記した通知文を発出し、担当者向け研修会において詳細な説明をするなど相応の努力は認められるものの、今なおこれだけ多数の所属で誤りが見受けられたことは、当該担当所属において当該通知文の内容を十分理解することなく、または、当該案件の共架電柱等の現況を十分把握することなく、事務処理を漫然と行っていたことがうかがわれる。

については、当該担当所属においては、担当者を始めとした職員全体の適正な使用許可に向けての意識の向上を図り、使用許可時だけでなく、関連規定改正の都度、通知文の確認をする際には担当者のみならず、管理職も含めて内容の確認を徹底するとともに、共架電柱等について1次使用者から2次使用者による共架物の報告を求めるなどの方法により、その現況把握を確実に実施されたい。

また、制度所管課においても、通知文の内容を各担当所属が十分理解し、実践できているのか再確認をされたい。

【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続が行われていなかったもの（合規性）

該当機関 尾張水道事務所

愛知県企業庁固定資産管理規程において、行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出し、許可書の交付を受けるものとされている。

尾張水道事務所では、申請者からの行政財産使用許可申請により電柱1本の設置を許可したが、電柱を支える支線を設置する場合にも行政財産使用許可が必要となるところ、当該電柱に支線1本が許可なく設置されてい

た。

これは、行政財産の使用許可をする際、実地での確認を怠ったことによるものである。

<参考>

- | |
|--|
| <p>○ 愛知県企業庁固定資産管理規程（昭和 55 年 4 月 1 日企業庁管理規程第 16 号）
（行政財産の使用許可）
第 21 条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。
（1）～（3） 略
（4） 前 3 号に掲げる場合のほか、特に必要やむを得ないと認められるとき。
（使用許可の手続）
第 23 条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第 10）を庁長に提出しなければならない。
2 出先機関の長は、行政財産の使用を許可しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、庁長の決裁を受けなければならない。
（1）以下 略
3 出先機関の長は、行政財産の使用を許可するときは、申請者に許可書を交付しなければならない。
4 略</p> <p>○ 固定資産管理規程の運用について
第 21 条 行政財産の使用許可関係
（前略）
第 4 号の「特に必要やむを得ないと認められるとき」とは、次に掲げるものとする。
1 県の事務又は事業上必要やむを得ないとき
2 略</p> |
|--|

【指摘事項】 物品の管理が不適切であったもの（合規性）

該当機関 東尾張県税事務所

物品の廃棄処分に当たっては不用決定の手続が必要とされているが、東尾張県税事務所では、平成 23 年に購入した参考書（住宅地図に公図を重ね合わせた「ブルーマップ」）を不用決定の手続を行うことなく廃棄していた。

また、毎年度 1 回以上行くとされる物品点検の際、令和 2 年に購入した 2019 年版ブルーマップを平成 23 年に購入したブルーマップであると思い込み、発行年までは確認しなかったため、当該物品が廃棄されたことに気付くことができなかった。

これは、物品を廃棄する際、不用決定の手続が行われたか否かについて確認を怠ったことはもとより、物品点検における現物の確認が不十分であったことによるものである。

○ 不用決定の手続をせず廃棄した物品

品名	取得年月日	取得金額
参考書（ブルーマップ）	平成 23 年 12 月 19 日	36,855 円

<参考>

<p>○ 愛知県財務規則 （点検） 第 118 条 物品出納職員は、毎年度一回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品を帳簿と対照の上点検し、その旨を帳簿の余白に記載しなければならない。 （不用の決定等） 第 119 条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書（様式第 64）により不用の決定をしなければならない。 2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。 3 及び 4 略</p>
--

【指摘事項】 物品の管理が不適切であったもの（合規性）

該当機関 知多福祉相談センター

物品の廃棄処分に当たっては不用決定の手続が必要とされているが、知多福祉相談センターでは、令和 4 年 3 月、モニターテレビ始め 4 点の備品を不用決定の手続を行うことなく廃棄していた。

また、毎年度 1 回以上行くとされる物品点検を令和 4 年 7 月に実施した際、当該備品の現物を確認することを怠ったため、当該備品が廃棄されたことに気付くことができなかった。

これは、物品が使用不能となった際の連絡が適切に行われていなかったこと、廃棄物処理業者へ不用品を引き渡す際、不用決定の手続が行われたか否かについて確認を怠ったことはもとより、物品点検における現物の確認が不十分であったことによるものである。

○ 不用決定の手続をせず廃棄した物品

品名	取得年月日	取得金額
モニターテレビ	平成 23 年 8 月 8 日	60,270 円
補助記憶装置（ディスク）	平成 13 年 2 月 15 日	31,290 円
電気掃除機	平成 25 年 12 月 2 日	54,810 円
映像装置	平成 3 年 9 月 9 日	73,500 円

<参考>

- 愛知県財務規則
(点検)
- 第 118 条 物品出納職員は、毎年度一回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品を帳簿と対照の上点検し、その旨を帳簿の余白に記載しなければならない。
(不用の決定等)
- 第 119 条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書（様式第 64）により不用の決定をしなければならない。
- 2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。
- 3 及び 4 略

【指摘事項】 重要物品等の処分に当たり、必要な手続を行っていないかったもの
(合規性)

該当機関 新城保健所

各所属において不用となった重要物品（購入価格が 100 万円以上の県の所有に属する物品（自動車を除く。））がある場合には、不用の決定をする前に、かい長は主管課長へ処分方法について協議依頼しなければならないとされており、また、使用することができない物品が生じたときは不用の決定をしなければならないとされている。

しかしながら、新城保健所では、不用となった重要物品である歯科ユニットを主管課長への処分協議依頼及び不用決定をしないまま廃棄していた。また、歯科ユニットに関連する備品（4 点）も不用決定をせずに廃棄していた。

これは、同所は、令和元年 9 月の施工業者との協議の結果、長寿命化工事の施工に合わせて歯科ユニット及びこれに関連する備品を撤去・処分することを決定していたが、歯科ユニットの処分に必要な処分協議依頼及び不用決定の手続が行われたか否かについて確認を怠ったこと、歯科ユニット関連備品の処分についての職員間での適切な引継ぎがなされず、不用決定の手続が行われなかったことによるものである。

○ 不用決定の手続をせず廃棄した物品

区分	品名	取得年月日	取得金額	必要な手続
重要物品	歯科ユニット	昭和62年5月15日	1,800,000円	処分協議 不用決定
一般物品	消毒滅菌器	平成9年3月7日	38,110円	不用決定
一般物品	蒸気滅菌器	平成4年10月20日	325,480円	不用決定
一般物品	歯科用電気診療機械・装置	昭和62年5月15日	199,000円	不用決定
一般物品	歯科診療用機械器具	平成8年2月5日	59,000円	不用決定

<参考>

<p>○ 愛知県財務規則 (不用の決定等) 第119条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書(様式第64)により不用の決定をしなければならない。 2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。 3及び4 略</p> <p>○ 物品の売却依頼について(平成25年4月1日会計局長通知)(抜粋) 2 重要物品の処分協議について 各所属において不用となった重要物品(購入価格(評価額)が100万円以上の県の所有に属する物品(自動車を除く。))がある場合には、調達課での売却が可能かどうかの判断を事前に行いますので、主管課長は、「重要物品の処分について(協議)(別紙2)」により調達課長に処分方法について協議を行ってください。 (1) 処分協議は不用決定前に行うこと。 (2) 略 (3) 協議の結果「売却不可」の場合には、本庁の物品は主管課長が、かいの物品はかい長が不用決定後に物品を処分すること。(後略)</p> <p>○ 会計事務の手引(物品編) (処分方法の協議) (1) 重要物品を処分する場合 各所属において不用となった物品が購入価格(評価額)1件100万円以上の重要物品(ただし、(2)の自動車を除く。)であるときは、不用決定の前に調達課長と処分方法について協議します。(後略) ア 協議の手続き 処分方法の協議は、上記通知で示された様式(別紙2)により主管課長が調達課長へ行きます。 なお、かいの重要物品については、主管課長が調達課長へ協議するので、かい長は主管課長へ協議の依頼をします。</p>
--

**【指摘事項】 物品（パーソナルコンピューター）の所在が不明となったもの
（合規性）**

該当機関 日進西高等学校

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされており、適切に管理することが求められている。また、同規則において、保管する物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに原因や再発防止策を記載した事故報告書を作成し、地方機関においては本庁を経由して知事に提出しなければならないとされている。

しかしながら、日進西高等学校では、令和3年12月15日に学習用パソコン（以下「タブレット」という。）40台を使用して4限目の授業を行った後、担当教諭はタブレットの台数を確認の上保管庫に収納して鍵をかけたものの、当該保管庫の鍵を教室内に残して、そのまま教室を施錠することなく離れてしまった。そして、昼休憩後、5限目の授業の際に、生徒からの申出によりタブレット1台の紛失が判明した。

同校では、令和4年1月上旬に本庁に紛失を報告したが、その後は、そのタブレット1台の捜索を続けるのみで、同年7月まで事故報告書を作成せず、紛失防止に向けて特段の対策を講じることもなかった。

その後、同校において、同年10月14日に全校生徒にタブレットを使用させる準備をした際、施錠された上記保管庫に収納していたタブレット3台の紛失が判明し、さらに同月24日にも同一の保管庫に収納していたタブレット1台の紛失が判明した。同校はこの時点で本庁に紛失を報告したが、その後は、それらの紛失したタブレット4台の捜索を続けるのみで、同年12月まで事故報告書を作成せず、特段の対策を講じることもなかった。さらに、令和5年1月に当該保管庫を確認したところ、背面扉の鍵穴が傷つけられ破損していたことが明らかになった。

これらは、同校においては物品管理の重要性の認識が欠如しているのであって、令和3年12月15日には、教室が無人となる際に保管庫の鍵を教室内に残したまま教室の施錠を怠ったこと、紛失が判明した際に直ちに事故報告書の作成を含む紛失防止に向けた十分な対策を講じず、さらに同一

の保管庫から3台のタブレットの紛失事件が発生してもなお、適切な保全をしなかったことによるものである。

○ 所在が不明となった物品

品名	取得年月日	取得金額
パーソナルコンピューター（1台）	令和3年1月29日	94,930円
パーソナルコンピューター（3台）	令和2年12月28日	84,038円 （1台当たり）
パーソナルコンピューター（1台）	令和4年9月1日	94,864円

<参考>

○ 愛知県財務規則 （物品の管理） 第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。 2 略

<監査意見> 生徒用タブレットについて、適切な管理を求めるもの

該当機関 教育委員会

教育委員会では、ICTを活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、生徒一人一人に学習用パソコン（タブレット）を配備しており、生徒が学校外で使用する場合は貸与を行っている。

日進西高等学校において、このタブレットの紛失が1年足らずの間に連続して5件発生し、是正又は改善を求めたところであるが、これらは、物品管理の重要性の認識が欠如し、紛失が判明した際に事故報告書の作成を含む紛失防止に向けた対策を速やかに講じなかったことが被害拡大の一因である。

また、上記事案とは別に、今回の定期監査において、タブレットについての各校における管理状況を確認したところ、机からの転落や登下校の際に強い衝撃を与えてしまったことにより液晶等が破損する事例が多数生じている。また、その修理に係る費用は、リース契約により配備した端末については保険会社から補償される場合もあるが、それ以外の場合については、多額の公費が支出されていることを確認した。（令和4年度事故件数1,044件、修理費用（県費負担）45,668,040円）

については、教育委員会にあっては、上記の事実を重く受け止め、日常のタブレットの管理及び期日を定めた全校レベルでの一斉点検の方法や紛失事

案が発生した際の具体的な対応などを規定した統一的なマニュアルを作成し、適切な管理に取り組まれるとともに、その管理の重要性を教職員及び生徒に周知するなど、物品管理の意識向上を図られたい。

エ 工 事

**【指摘事項】避難器具廻り落下防止柵設置工事において、設計及び契約の変更
手続がなされていなかったもの
(合規性)**

該当機関 総務局財産管理課

愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）において、発注者は、請負者から現場の確認請求があった場合は、直ちに調査を行い、その結果を請負者に通知するとともに、必要があると認めるときは、設計図書及び請負代金額を変更するものとされている。また、愛知県財務規則において、契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更でき、契約内容の変更協議がととのったときは、遅滞なく変更契約書を作成しなければならないとされている。

総務局財産管理課では、避難器具廻り落下防止柵設置工事において、担当者が、工事発注後、現地確認を行った請負者からの申出により、落下防止柵方立柱等の数量や仕様等の変更（以下「変更等」という。）について請負者と口頭で協議し変更等に合意した。その後、担当者は変更等について上司に口頭で報告したものの、変更等に伴う設計書を作成しないまま、契約金額に増減がないものとして請負者と口頭により合意し、本来必要な変更契約書を作成しなかった。

これは、工事契約に関する適切な事務手続を確認することなく進めてしまったことはもとより、それに対するチェックも有効に機能していなかったことによるものである。

○ 工事の概要

工事名	愛知県庁西庁舎避難器具廻り落下防止柵設置工事
契約金額	15,400,000円(税込)
契約締結日	令和4年9月27日
工事期間	令和4年9月27日から令和5年3月26日

○ 変更内容

内容	変更後	変更前
落下防止柵方立柱	14本	28本
落下防止柵方支柱	35本	0本
落下防止柵アルミ手すり	①幅2,500×7か所、②幅1,250×6か所、③幅800×1か所、④1,145×14か所	①幅2,435×7か所、②幅1,185×7か所、③幅512.5×14か所

<参考>

<p>○ 愛知県公共工事請負契約約款（建築工事中） （条件変更等）</p> <p>第19条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 三 設計図書の表示が明確でないこと。 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。 <p>2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と請負者とが協議して発注者が行う。 <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請</p>

負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 20 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○ 愛知県財務規則

(契約内容の変更)

第 134 条 契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができる。

2 略

3 契約担当者は、契約内容の変更協議がととのつたときは、第 127 条又は第 129 条第 2 項の規定により遅滞なく変更契約書、変更請書等を作成しなければならない。

【指摘事項】 道路改築工事において、設計金額に誤りがあったもの (合規性)

該当機関 尾張建設事務所

「積算基準及び歩掛表」によれば、工事の施工箇所が人口集中地区 (D I D 地区) にある場合、運搬費や安全費などの費用が割高となるため、工種区分に応じ共通仮設費率及び現場管理費率に一定の補正を行うこととされている。

尾張建設事務所では、当初設計において、担当者が道路改築工事に係る共通仮設費率及び現場管理費率を積算する際、工事の施工箇所が補正の必要な人口集中地区であるにもかかわらず、共通仮設費率及び現場管理費率に補正を行っていなかった。その後、当初設計に変更の必要性が生じ、変更設計を行う際にも補正を行わなかったため、変更設計金額が 722,700 円過小となっていた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率 (当初契約金額 / 当初設計金額) を乗じて算定する変更契約金額についても、679,800 円過小になっていたと考えられる。

これは、担当者であれば、本来国土地理院のホームページ等により、工事の施工箇所が人口集中地区にあるかどうかを確認すべきところ、当該施工箇所が河川の堤防道路上であったことから、補正が必要な人口集中地区ではないと思ひ込み、補正が必要かどうかの確認を怠ったことはもとより、

決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	4,056,663 円	3,524,663 円
純工事費	2,396,663 円	2,225,663 円
直接工事費	1,801,663 円	1,801,663 円
共通仮設費	595,000 円	424,000 円
現場管理費	1,660,000 円	1,299,000 円
一般管理費等②	949,337 円	824,337 円
工事価格 (①+②)	5,006,000 円	4,349,000 円
消費税相当額	500,600 円	434,900 円
合計	5,506,600 円	4,783,900 円

設計金額の差 722,700 円

○ 共通仮設費の積算

区分	共通仮設費の額 (千円未満切捨て)	算出式 (直接工事費－処分費等) × 共通仮設費率
正	595,000 円	$(1,775,192) \times \underline{33.52\%} \doteq 595,000 \text{ 円}$ $23.94\% \times 1.4 \text{ (補正係数)}$ $= 33.52\% \text{ (共通仮設費率)}$ (少数点以下第3位を四捨五入して2位止め)
誤	424,000 円	$(1,775,192) \times \underline{23.94\%} \doteq 424,000 \text{ 円}$

○ 現場管理費の積算

区分	現場管理費の額 (千円未満切捨て)	算出式 (純工事費－処分費等) × 現場管理費率
正	1,660,000 円	$(2,370,192) \times \underline{70.04\%} \doteq 1,660,000 \text{ 円}$ $58.37\% \times 1.2 \text{ (補正係数)}$ $= 70.04\% \text{ (現場管理費率)}$ (少数点以下第3位を四捨五入して2位止め)
誤	1,299,000 円	$(2,199,192) \times \underline{59.08\%} \doteq 1,299,000 \text{ 円}$

○ 契約金額の算定

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額 / 当初設計金額 $3,850,000 \text{ 円} / 4,088,700 \text{ 円} \doteq 94.161\%$

本来の変更 契約金額	5,184,300 円	(税抜) 工事価格×請負率=4,713,000 円 (千円未満切捨て)
実際の変更 契約金額	4,504,500 円	(税抜) 工事価格×請負率=4,095,000 円 (千円未満切捨て)
契約金額の差	679,800 円	

<参考>

○ 積算基準及び歩掛表
第2章 工事費の積算
② 間接工事費(建地-I)、(運I)、(県)
2-1 共通仮設費の率分
(1) 略
(2) 共通仮設費率の補正
1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算
イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表~第5表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。
(表-2 地域補正の適用(抜粋))

適用条件			補正係数
施工地域区分	工種区分	対象	
市街地 (DID補正)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4

3. 現場管理費
(1)及び(2) 略
(3) 現場管理費率の補正
1) 略
2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算
イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。
(表-3 地域補正の適用(抜粋))

適用条件			補正係数
施工地域区分	工種区分	対象	
市街地 (DID補正)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2

【指摘事項】 漁港改良工事において、設計金額に誤りがあったもの(合規性)

該当機関 知多建設事務所

「積算基準及び歩掛表」によれば、前払金の保証がある工事について、前払金支出割合が35%以下の設計金額は、一般管理費等率に一定の補正を

行うこととされている。

知多建設事務所では、漁港改良工事の設計において一般管理費を積算する際、設計担当者が積算システムの操作を誤り、前払金支出割合が35%以下ではないにもかかわらず、補正係数1.04を乗じて補正を行い、さらに、確認者においてもこのことを見過ごした。工事発注後、工事内容に変更が生じ、その変更設計を行う際にも補正を行ったため、変更設計金額が126,500円過大となっていた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率(当初契約金額/当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、122,100円過大になっていたと考えられる。

これは、担当者が積算システムの操作を誤ったことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 過大積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	14,692,987円	14,692,987円
純工事費	11,951,987円	11,951,987円
直接工事費	11,182,987円	11,182,987円
共通仮設費	769,000円	769,000円
現場管理費	2,741,000円	2,741,000円

一般管理費等②	2,884,013円	2,999,013円

工事価格(①+②)	17,577,000円	17,692,000円

消費税相当額	1,757,700円	1,769,200円

合計	19,334,700円	19,461,200円

設計金額の差 126,500円

○ 一般管理費等の積算

区分	一般管理費等の額 (円未満切捨て)	算出式 (直接工事費+間接工事費-処分費等) × 一般管理費等率+契約保証費-端数処理額
正	2,884,013円	$(14,232,954 \times 20.23\%) + 5,001 - 314 = 2,884,013$ 円
誤	2,999,013円	$(14,232,954 \times 21.04\%) + 5,001 - 601 = 2,999,013$ 円 20.23% × 1.04 (補正係数) = 21.04% (一般管理費等率) (少数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

○ 契約金額の算定

区分	金額 (税込)	備 考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 =15,000,000円／15,538,000円≒96.537%
本来の 契約金額	18,664,800円	(税抜) 工事価格×請負率=16,968,000円 (千円未満切捨て)
実際の 契約金額	18,786,900円	(税抜) 工事価格×請負率=17,079,000円 (千円未満切捨て)
契約金額 の差	122,100円	

< 参考 >

○ 積算基準及び歩掛表
第3章 一般管理費等及び消費税相当額 (建地-I)
① 一般管理費等
1及び2 略
3. 一般管理費等の算定
一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。
なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章②間接工事費2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(二)」及び「第2章②間接工事費2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。
4. 一般管理費等率の補正
(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。
1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
2) 略
(2) 以下 略

別表第1 一般管理費等率
(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え 30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

(2) 算定式
[一般管理費等率算定式]
 $G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%)
ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)
 C_p : 工事原価 (単位円)

(注) 略

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出 割合区分	0%から5% 以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 1. 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率

- は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
2. 愛知県出納事務局長通知平成22年9月21日付け22出納第133号「公共工事の前払金について（通知）」抜すい（県－I）
- 1 前払金のできる経費
公共工事に要する経費で1件の契約金額が200万円以上のもの。
- 2 前払金のできる額
前項の経費のうち、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）の経費については、当該経費については、10分の4の割合を乗じて得た額。中間前払い金については、10分の2の割合を乗じた額。
その他の経費については、当該経費に10分の3を乗じて得た額。

【指摘事項】 道路災害防止工事及び河川局部改修工事において、設計金額に誤りがあったもの（合規性）

該当機関 東三河建設事務所

「積算基準及び歩掛表」によれば、設計書に計上する材料の単価は、原則として単価適用日における市場価格とし、設計単価表（建設局が定めた主要材料単価の一覧表）により決定し、それにより難しい場合は、物価資料によって決定するものとされている。

東三河建設事務所では道路災害防止工事設計書の作成に先立ち、工事の概算金額を把握するために一旦、9月時点の単価を用いて設計書を作成した。しかしながら、その後、担当者は予算執行のための設計書を作成した際、概算金額を把握するために作成した設計書の単価を11月時点の単価に変更すべきであったがこれを失念し、さらに、決裁時においても11月時点の単価を記した資料が添付されていたにもかかわらず誤りが発見できなかった。工事発注後、工事内容に変更が生じ、変更設計を行う際にも単価を変更しなかったため、設計金額が46,200円過小となった。

その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、44,000円過小になっていたと考えられる。

また、同事務所では、河川局部改修工事において、担当者は土砂の掘削量の変更に伴い掘削量に応じて変動する土砂の積込量も変更すべきであったが、これを失念した。さらに、決裁時においても誤りが発見できなかったため、設計金額が72,600円過小となった。

これに伴い、変更設計金額に当初の請負率(当初契約金額/当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、71,500円過小になっていたと考えられる。

これらは、担当者が設計書作成に当たり単価及び土砂の積込量の変更を失念したことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

【道路災害防止工事】

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	32,047,691円	32,012,307円
純工事費	23,900,691円	23,873,307円
直接工事費	21,066,691円	21,042,307円
ロックボルト	<u>900円</u> ×120個 =108,000円	<u>850円</u> ×120個 =102,000円
球面ワッシャー	<u>400円</u> ×120個 =48,000円	<u>390円</u> ×120個 =46,800円
ナット	<u>440円</u> ×120個 =52,800円	<u>400円</u> ×120個 =48,000円
共通仮設費	2,834,000円	2,831,000円
現場管理費	8,147,000円	8,139,000円
一般管理費等②	5,834,309円	5,827,693円
工事価格(①+②)	37,882,000円	37,840,000円
消費税相当額	3,788,200円	3,784,000円
合計	41,670,200円	41,624,000円

設計金額の差 46,200円

○ 契約金額の算定

区分	金額(税込)	備考
請負率		当初契約金額/当初設計金額 32,230,000円/33,952,600円≒94.926%
本来の契約金額	39,556,000円	(税抜) 工事価格×請負率=35,960,000円 (千円未満切捨て)
実際の契約金額	39,512,000円	(税抜) 工事価格×請負率=35,920,000円 (千円未満切捨て)
契約金額の差	44,000円	

【河川局部改修工事】

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	12,683,082 円	12,529,162 円
純工事費	9,663,082 円	9,548,162 円
直接工事費	8,925,082 円	8,818,162 円
掘削 1 号工	4,906,680 円	4,838,640 円
積込 (ルーズ)	$680 \text{ m}^3 \times 972 \text{ 円}$ =660,960 円	$610 \text{ m}^3 \times 972 \text{ 円}$ =592,920 円
掘削 2 号工	350,450 円	311,570 円
積込 (ルーズ)	$50 \text{ m}^3 \times 972 \text{ 円}$ =48,600 円	$10 \text{ m}^3 \times 972 \text{ 円}$ =9,720 円
共通仮設費	738,000 円	730,000 円
現場管理費	3,020,000 円	2,981,000 円
一般管理費等②	2,342,918 円	2,430,838 円
工事価格 (①+②)	15,026,000 円	14,960,000 円
消費税相当額	1,502,600 円	1,496,000 円
合計	16,528,600 円	16,456,000 円

設計金額の差 72,600 円

○ 契約金額の算定

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額 / 当初設計金額 14,300,000 円 / 14,669,000 円 \div 97.484%
本来の 契約金額	16,112,800 円	(税抜) 工事価格 \times 請負率 = 14,648,000 円 (千円未満切捨て)
実際の 契約金額	16,041,300 円	(税抜) 工事価格 \times 請負率 = 14,583,000 円 (千円未満切捨て)
契約金額の差	71,500 円	

<参考>

○ 積算基準及び歩掛表 第1章 総則 (建地-I) ① 適用範囲等 1 及び 2 略 3. 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるような施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。 第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 (建地-I) 1. 材料費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)
--

及び(2)によるものとする。

(1) 略

(2) 価格

価格は、原則として、単価適用日における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、単価適用日における市場価格または類似品価格とする。

なお、設計単価は、物価資料（「Web 建設物価」、「積算資料電子版」をいう）、個別特別調査又は見積等をもとに、原則として下記により決定するものとする。

1) 「設計単価表」による。

設計単価表に単価が設定されている場合は、これを積算に用いる単価とする。

2) 1) の方法により難しい場合、「物価資料」による。（後略）

【指摘事項】園路広場整備工事において、設計金額に誤りがあったもの（合規性）

該当機関 都市・交通局公園緑地課、尾張建設事務所

尾張建設事務所では、園路広場整備工事において当初の設計に変更の必要が生じたため、その変更に伴う設計書を作成したが、その際、地被類植栽工について、担当者が、数量総括表及び図面に示されている数量を積算システムに誤って入力した結果、変更設計金額が 740,300 円過大となり、検算時や所属内の手続時でも誤りに気付かなかつた。また、尾張建設事務所の作成した設計書に基づき入札等の契約手続を行った本庁の公園緑地課においても誤りに気付かなかつた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、733,700 円過大になっていたと考えられる。

これは、尾張建設事務所の担当者が積算システムへの入力を誤ったことはもとより、同所及び公園緑地課における決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 過大積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	295,788,132 円	296,408,455 円
純工事費	231,821,132 円	232,303,455 円

直接工事費	214,883,132 円	215,325,455 円
（地被植栽（クチナシ） 植栽密度 11 本/m ² ）	$44 \text{ m}^2 \times 7,497 \text{ 円}$ =329,868 円	$103 \text{ m}^2 \times 7,497 \text{ 円}$ =772,191 円
共通仮設費	16,938,000 円	16,978,000 円
現場管理費	63,967,000 円	64,105,000 円
一般管理費等②	38,325,868 円	38,378,545 円
工事価格（①+②）	334,114,000 円	334,787,000 円
消費税相当額	33,411,400 円	33,478,700 円
合計	367,525,400 円	368,265,700 円

設計金額の差 740,300 円

○ 契約金額の算定

区分	金額（税込）	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 280,500,000 円/283,312,700 円 ≒99.007%
本来の 契約金額	363,875,600 円	（税抜） 工事価格×請負率=330,796,000 円 （千円未満切捨て）
実際の 契約金額	364,609,300 円	（税抜） 工事価格×請負率=331,463,000 円 （千円未満切捨て）
契約金額 の差	733,700 円	

<参考>

<p>○ 積算基準及び歩掛表 第1章 総則（建地-I） ① 適用範囲等 1 及び 2 略 3. 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるように施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p>

オ 事務事業

【指摘事項】道路占用許可等の事務において、不適切な事務処理が行われていたもの（合規性）

該当機関 尾張建設事務所、豊田加茂建設事務所

道路占用許可や岩石採取計画認可等の事務については、所属長の決裁に

よる意思決定後、決裁を得た証拠文書（以下「決裁文書」という。）を添え、公印取扱者等の確認・承認を得て許可等の施行文書に公印を押印し、その許可書等を交付することとされている。

しかしながら、2021年度には豊田加茂建設事務所、2022年度には尾張建設事務所において、同一の問題の担当者が、意図的に、所属長の決裁を得ずに、公印を不正に押印して許可書等を交付する不適切な事務処理が計33件繰り返して行われていた。

これは、受領した申請書類を担当者が適切に受付処理せず、自分だけで管理したため上司の進捗管理から漏れるものがあったこと、上司が処理の遅れている事務の進捗状況を確認した際、「申請者の資料修正が遅れている」などの当該担当者の説明を信用し書類の現物確認を行わなかったことなど、組織的な進捗管理が徹底されていなかったことによるものである。

また、担当者が未決裁の施行文書を他の決裁文書に紛れ込ませるなどの方法により公印を不正に押印していたことに公印取扱者等が気付かなかったことも原因である。

○ 不適切な事務処理の内訳

年度	所属	事務内容	不適切な事務件数
2021	豊田加茂建設事務所足助支所	岩石採取計画認可事務	1件
小計			1件
2022	尾張建設事務所	道路占用許可事務	14件
		道路に関する工事の設計及び実施計画承認事務	12件
		道路の境界確定事務	6件
小計			32件
合計			33件

<参考>

<p>○ 愛知県事務決裁規程 （地方機関における決裁の基準）</p> <p>第5条 地方機関の長、地方機関の課長及び地方機関の主幹等は、地方機関の所掌する事務のうち、別表第2に定める地方機関の長専決事項、地方機関の課長専決事項及び地方機関の主幹等専決事項について、それぞれ専決するものとする。ただし、支所（規則第3章に規定する支所、出張所、駐在室等をいう。以下同じ。）の地方機関の課長又は地方機関の主幹等にあっては、同表の備考欄においてこれらの者が専決することができない事務とされたものを除く。</p>

2以下 略						
別表第2（第5条関係） 地方機関の決裁基準（抜粋）						
区分	事項		専決権者			備考
			地方機関の長	地方機関の課長	地方機関の主幹等	
7 行政処分等	1 行政処分等の実施に関すること。	1 許可、認可、承認、指定、決定、免許、登録等に関するもの	○			
<p>○ 愛知県公印取扱規程（公印の使用） 第3条 公印を使用しようとする者は、施行する行政文書に決裁文書又は証拠書類を添えて、管守者又は公印取扱者の承認を得なければならない。</p> <p>2 管守者又は公印取扱者は、公印の使用の申出があつたときは、施行する行政文書と決裁文書又は証拠書類とを対照調査し、相違のないことを確認の上使用させ、決裁文書又は証拠書類の所定欄又は欄外余白に署名その他の行為をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>○ 愛知県公印取扱規程の解説 第3条関係（公印の使用） （前略） 承認をする際は、必ず施行する文書と決裁文書又は証拠書類（総合文書管理システムで回議して決裁を受けたものにあつては、システムから出力された決裁済起案書をいう。以下同じ。）とを記載事項、施行枚数等について対照調査し、相違のないことを確認しなければならない。公印の施行後は、公印の施行枚数について確認するものとする。 （後略）</p>						

〈監査意見〉 道路占用許可等の事務において、適切な事務処理を求めるもの

該当機関 建設局

許認可等に係る事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、その手続の公正及び透明性を確保することが求められることから、令和3年の定期監査において、道路占用許可等の事務について所属長の意思決定を適正に受けずに公印を使用し許可書や承認書を交付し、申請書類を未処理のまま放置するなどの不適切な事務処理が行われたことに対して是正又は改善を求めたところである。

それを受けて、貴局からは、関係職員が相互に進捗状況を確認し、グループ班長及び管理職が責任を持って進行管理を確実に行うよう徹底すること、公印の使用に関しては、公印取扱者等が施行する文書と決裁文書について

の対照及び確認並びに公印施行後の施行枚数の確認を徹底することにより再発防止を図る旨の通知があった。しかしながら、今回の定期監査でも豊田建設事務所及び尾張建設事務所において同様の事例が見受けられたことは、当該再発防止策が十分に機能しておらず、担当者の明らかな故意による不正を防止できなかったと考えられることから、当該事務処理の不正防止の仕組の欠如あるいは不十分さを指摘せざるを得ない。

については、組織的な進捗管理から漏れるものがないよう、申請書の受付処理を適切・確実に行うとともに、グループ内の職員のみならず、管理職が責任を持って事務の進捗管理を確実に行うことを今一度徹底されたい。

また、公印の押印場所には施行する文書と決裁文書以外の書類を持ち込ませないこと、公印取扱者等は施行する文書と決裁文書との記載事項、施行枚数等について対照調査し、公印の施行後は施行枚数について確認することを確実に実施するよう今一度徹底されたい。

このような事案が連続して発生している状況を鑑みて、上述した事務手続上の不正防止対策を講じることはもとより、職員間のコミュニケーションを活発にし、職員が互いに相談しやすい風通しの良い職場とすることにも留意していただき、不正防止のための総合的な対策に取り組まされたい。

第3 テーマを設定した行政監査

1 概要

(1) 監査のテーマ

防災に必要な物資の備蓄及び管理状況について

(2) 監査の目的

近年、各地で、線状降水帯の発生による大雨災害が頻発しており、また、東海地区では、南海トラフ全域でマグニチュード8以上の巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあるなど、本県でも大規模な災害がいつ発生するか分からない。

このような災害の直後には、被災地外からの支援が行き届かないことも考えられ、県として、被災者に供与する食料及び生活必需品の備蓄が求められる。これらの物資の備蓄は、必要な数量の確保だけでなく、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄等の実施、物資の品質・機能性の確保、物資を迅速に届けられる輸送体制の整備等が有効に行われていることが重要となる。

そこで、本県における防災に必要な物資の備蓄及び管理の状況を監査することで、県民の安全・安心の確保に資するものとする。

(3) 監査の対象

監査対象の機関は、次のとおりとした。

- ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用時等に県内の被災者に対して供与するための食料及び生活必需品（以下「災害救助用備蓄物資」という。）の備蓄及び管理について所管している防災安全局
- イ 防災安全局から災害救助用備蓄物資の管理を委任されている東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所（以下「新城設楽振興事務所」という。）、尾張県民事務所、海部県民事務所、知多県民事務所及び西三河県民事務所（以下「県民事務所等」という。）
- ウ 県民事務所等から災害救助用備蓄物資の管理を再委任されている機関（以下「委任機関」という。）のうち、保管している物資の種類が多い機関（瀬戸保健所豊明保健分室、知多保健所及び環境調査センター東三河支所）

(4) 監査の着眼点

監査に当たっては、第1の2(1)の財務監査及び2(2)の行政監査と同様に、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて実施した。

(5) 監査におけるリスクの設定

災害救助用備蓄物資の備蓄及び管理をする上で想定されるリスクを、次のとおり設定した。

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
1 災害救助用備蓄物資の備蓄が適切になされないリスク	(1) 物資が適切に選定されているか。	3(1)ア
	(2) 物資の数量が適切に計画されているか。	3(1)イ
	(3) 計画どおりの数量が備蓄されているか。	3(1)ウ
	(4) 家庭における食料の備蓄について、県民等への啓発は適切に行われているか。	3(1)エ
2 災害救助用備蓄物資の保管及び出納が適切になされないリスク	(1) 物資の保管等が適切になされる体制が確立されているか。	3(2)ア
	(2) 保管施設の位置は適切に配置されているか。	3(2)イ
	(3) 保管場所の点検は適切に行われているか。	3(2)ウ
	(4) 保管場所内の管理は適切に行われているか。	3(2)エ
	(5) 保管場所の防犯対策は適切に行われているか。	3(2)オ
	(6) 在庫状況が定期的に（年1回以上）確認されているか。	3(2)カ
	(7) 本庁等への報告が適切になされているか。	3(2)キ
	(8) 使用期限、賞味期限が的確に把握されているか。	3(2)ク
	(9) 物資の保管を委任している場合、保管要領を作成し、その業務及び責任の分担を定めているか。	3(2)ケ
	(10) 委任機関は、保管要領に則して保管しているか。	3(2)コ
3 災害救助用備蓄物資	(1) 物資の供給に備えた訓練が適切に行われているか。	3(3)ア

の供給が適切になされないリスク	(2) 関係機関等との連携が事前に調整されているか。	3(3)イ
-----------------	----------------------------	-------

(6) 監査の実施内容

(5)により設定したリスクの視点から、事前に提出を求めた書面調査の結果を踏まえ、令和5年1月16日から同年2月3日までの間、(3)の対象機関の職員から説明を聴取する等の方法により聞き取り調査を実施するとともに、災害救助用備蓄物資の保管場所に出向いて実地調査を実施した。

その後、必要に応じて対象機関の職員に対し追加の聞き取り調査を実施した。

2 災害救助用備蓄物資の備蓄及び管理の概要

(1) 地域防災計画及び災害対策本部について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき策定された愛知県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）においては、県及び市町村は、物資の備蓄、調達供給体制の確保を図るものとされており、特に、県は、災害の状況により、市町村等の要請に応じて物資を供与するものとされている。

そして、同法第23条及び愛知県災害対策本部条例（昭和37年愛知県条例第34号）により定められた災害対策本部及び方面本部の構成は、表1のとおりである。

表1 災害対策本部及び方面本部の構成

名称	位置	本部長及び方面本部長
災害対策本部	—	知事
尾張方面本部	名古屋市中区	尾張県民事務所長
海部方面本部	津島市	海部県民事務所長
知多方面本部	半田市	知多県民事務所長
西三河方面本部	岡崎市	西三河県民事務所長
新城設楽方面本部	新城市	東三河総局新城設楽振興事務所長
東三河方面本部	豊橋市	東三河総局長

(2) 物資の備蓄状況について

防災安全局では、地域防災計画の附属資料において必要物資の備蓄量を公表しており、当該資料によれば、集中備蓄として2か所、分散備蓄として15か所の保管施設において物資を保管している（表2）。

表2 災害救助用備蓄物資の保管施設

備蓄種別	保管施設
集中備蓄	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）
	東大手庁舎
分散備蓄	三の丸庁舎
	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）
	瀬戸保健所豊明保健分室
	海部総合庁舎
	知多総合庁舎
	知多保健所
	西三河総合庁舎
	衣浦東部保健所
	豊田加茂総合庁舎
	足助無線中継所
	東三河総合庁舎
	豊川保健所蒲郡保健分室
	環境調査センター東三河支所
	新城設楽総合庁舎
	元新城保健所設楽保健分室

また、保管されている物資の品目は、食糧、粉ミルク、飲料水、毛布、簡易トイレ、トイレ用テント、ブルーシート、紙おむつ（幼児用）、紙おむつ（大人用）、生理用品、テント、マット、タオル、トイレットペーパー、食器・箸等、カセットコンロ・ガス缶一式、なべ、やかん及び死体袋である。

(3) 物資の保管に関する定めについて

防災安全局では、災害救助用備蓄物資保管等要領（令和2年11月18日付け2災対第714号。以下「保管等要領」という。）を制定し、保管、出納、災害

発生に伴う抛出（以下「保管等」という。）について定めている。保管等要領では、主として次のような内容が規定されている。

ア 集中備蓄（防災安全局長が直接保管等を行うもの）以外の物資の保管等を愛知県災害対策本部の方面本部の長である県民事務所等の長（以下「県民事務所長等」という。）に委任すること。

イ 委任を受けた県民事務所長等は、保管等について適切な対応を行うこと。

ウ 県民事務所長等から方面本部を構成する機関の長に対して再委任することができ、その場合は業務の責任及び分担を別途定めること。

エ 年1回以上定期的に物資の在庫状況の確認を実施し、確認作業結果報告書を作成すること。

3 監査結果

監査の結果は次のとおりであり、「是正又は改善を要すると認められる事項」はなかった。

(1) 災害救助用備蓄物資の備蓄状況

ア 災害救助用備蓄物資の選定について

《監査の主な観点》

災害救助用備蓄物資が適切に選定されているかを監査した。

《監査の結果》

物資の品目は、平成16年12月に決定した「食糧及び生活必需品の備蓄方針について」（以下「備蓄方針」という。）において選定されていた。

当初は、愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査（平成16年3月実施）の結果を踏まえ、合計22品目とされていた。

その後、災害対策を取り巻く状況の変化に応じて数度にわたり品目の見直しが行われており、平成28年12月には愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）、東日本大震災における東北3県からの物資の要請状況及び平成28年熊本地震における課題等を踏まえた見直しが行われ、令和5年3月には内閣府の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、県内市町村の最新の備蓄状況等を踏まえた見直しが行われ、令和5年4月1日現在では、8品目となっていた（表3）。

表3 災害救助用備蓄物資の品目

時点	備蓄方針選定当初	令和5年4月1日現在
品目	食糧、粉ミルク、飲料水、毛布、簡易トイレ、トイレ用テント、家屋補修用ブルーシート、紙おむつ（幼児用）、紙おむつ（大人用）、生理用品、ほ乳瓶、テント、マット、タオル、トイレトーパー、カイロ、食器・箸等、カセットコンロ・ガス缶一式、なべ、やかん、ライト付き携帯ラジオ、死体袋	食糧、粉ミルク、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ（幼児用）、紙おむつ（大人用）、生理用品

なお、物資が有効に活用できるよう、食糧及び粉ミルクは、アレルギー対応製品を選定していた。また、飲料水は供給先である市町村からの要望に応えやすい1本500ミリリットルのものを選定していた。そして、紙おむつは複数の規格（幼児用3種類（新生児用、幼児M、幼児L）、大人用2種類（M、L））を選定していた。

イ 備蓄数量の計画について

《監査の主な観点》

災害救助用備蓄物資の数量が適切に計画されているかを監査した。

《監査の結果》

県が備蓄すべき災害救助用備蓄物資の数量は、品目と同様、備蓄方針で決定されていた（以下「備蓄方針数量」という。）。

備蓄方針数量は、地震被害等の予測調査の結果から想定される避難者数及び家庭内で備蓄されている数量を基に算出された、発災後3日間に救助物資として必要となる数量のうち、市町村の備蓄状況等を踏まえた上で、県が自ら備蓄すべき数量として算出した数値であるとのことであった。なお、市町村の備蓄状況は、毎年1回、4月1日現在の備蓄量を調査することにより把

握されていた。

備蓄方針数量の算定の具体的な考え方は、発災後4日目以降の物資については国の支援を前提としているため、県では発災後3日間に必要となる数量を確保する必要があるものとし、当該3日間で必要となる数量のうち、各市町村の備蓄及び災害協定を締結している民間事業者（以下「協定事業者」という。）等からの調達（以下「市場調達」という。）を想定し、なお不足する分について、県が自ら備蓄するというものであった。

ウ 災害救助用備蓄物資の備蓄について

《監査の主な観点》

計画どおりの数量が備蓄されているかを監査した。

《監査の結果》

県が保管している災害救助用備蓄物資の品目及び数量の状況は、表4のとおりであった。

表4 災害救助用備蓄物資の品目別数量（令和5年4月1日現在）

	品目	単位	備蓄方針数量	現有備蓄数	差異
計画的に備蓄している物資	①食糧	食	95,000	43,320	51,680
	②粉ミルク	kg	44.8	44.8	充足
	③飲料水	リットル	30,000	57,240	充足
	④毛布	枚	48,071	44,848	3,223
	⑤簡易トイレ	回	1,435,828	430,000	1,005,828
	⑥紙おむつ（幼児用）	枚	54,000	53,676	324
	⑦紙おむつ（大人用）	枚	8,650	4,540	4,110
	⑧生理用品	枚	68,860	10,080	58,780
保管のみしている物資	トイレ用テント	個	—	72	—
	ブルーシート	枚	—	4,100	—
	テント（各世帯居住用）	張	—	1,900	—
	マット	枚	—	19,037	—
	タオル	枚	—	19,004	—
	トイレトペーパー	ロール	—	6,266	—

食器・箸等	セット	—	19,000	—
カセットコンロ一式	個	—	210	—
なべ	個	—	704	—
やかん	個	—	704	—
死体袋	枚	—	240	—

令和5年4月1日現在、備蓄方針で選定された8品目中6品目（食糧、毛布、簡易トイレ、紙おむつ（幼児用）、紙おむつ（大人用）及び生理用品）が備蓄方針の備蓄方針数量に達しておらず、特に簡易トイレは、備蓄方針数量約143万回分に対し、現有備蓄数は43万回分と備蓄方針数量の3分の1以下であった。

備蓄方針数量と現有備蓄数との間に差異が生じていることについて、詳細な状況を確認したところ、備蓄方針数量は令和4年度末に見直しを行ったところであり、簡易トイレについては、内閣府の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画により避難所外避難者を需要量の算定の対象とする必要が生じたことに伴い、今回の見直しで備蓄方針数量が約95万回から約140万回に大幅に増加していた。

防災安全局としては、今後、計画的に、物資の使用期限及び賞味期限（以下「品質保証期限」という。）も勘案しつつ順次備蓄を進めていくとのことであった。なお、生理用品については令和5年5月に追加購入し、備蓄方針数量を充足しているとのことであった。

また、食糧、毛布、簡易トイレ及び紙おむつについては、備蓄方針では市場調達により確保できる見込数を最低限確実な数量で見積もっていることもあり、実際には市場調達分に余裕があるので、不足数量を賄うことが可能であるとみており、さらに、簡易トイレについては、市町村に対して購入補助を実施する等して必要量の確保に努めているところであるとのことであった。

なお、地域防災計画の附属資料には8品目以外の品目（トイレ用テント、ブルーシート等）についても数量が記載されていたが、これは、かつて備蓄方針に基づいて備蓄していた物資について、備蓄品目の見直しに伴い、現在は計画的な備蓄を行っていないが、災害時に活用可能であることから、保管

を継続しているものとのことであった。

エ 家庭における食料の備蓄の啓発について

《監査の主な観点》

地域防災計画において、県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発するとされている。

そこで、家庭における食料の備蓄について、県民等への啓発が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

家庭における食料の備蓄についての県民等への啓発は、当該内容を盛り込んだ防災啓発パンフレットを作成し、希望する自主防災組織等への送付や各種啓発イベントで配布する広報あいち及びFMラジオ番組で情報発信することにより行われていた。

啓発活動の効果については、隔年で実施している「防災に関する意識調査」により把握しており、直近の調査結果（令和3年度実施）では、非常用の食料及び飲料水を3日以上備蓄している割合について、食料は39.2%、飲料水は46.5%であった。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降はその影響で啓発イベントが中止となり、十分な啓発ができていなかったが、令和4年度は、商業施設及び住宅展示場でのイベント並びにアウトドアイベントに参加するなど積極的に啓発活動を実施するとともに、啓発パンフレットについても、紙媒体だけでなくウェブ媒体を活用することで多くの県民に啓発できるよう努めているとのことであった。

(2) 災害救助用備蓄物資の保管及び出納について

ア 災害救助用備蓄物資の保管体制について

《監査の主な観点》

災害救助用備蓄物資の保管等が適切になされる体制が確立されているかを監査した。

《監査の結果》

防災安全局は、保管等要領において、災害救助用備蓄物資の保管、出納、

災害発生に伴う抛出等について定めていた。保管等要領 2 では防災安全局長から県民事務所長等に対する災害救助用備蓄物資の保管等の委任について、保管等要領 3(2)では当該県民事務所長等から方面本部を構成する機関の長に対する保管等の再委任についての定めを設けることにより、保管等の体制を確立していた。

イ 災害救助用備蓄物資の保管施設について

《監査の主な観点》

地域防災計画において、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとされている。

そこで、災害救助用備蓄物資の保管施設の位置が適切に配置されているかを監査した。

《監査の結果》

保管施設は全て防災安全局が選定しており、令和 5 年 4 月 1 日現在、前記 2(2)の表 2 のとおり、集中備蓄として 2 か所（愛・地球博記念公園（モリコロパーク）及び東大手庁舎）、分散備蓄として 15 か所（三の丸庁舎、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、瀬戸保健所豊明保健分室、海部総合庁舎、知多総合庁舎、知多保健所、西三河総合庁舎、衣浦東部保健所、豊田加茂総合庁舎、足助無線中継所、東三河総合庁舎、豊川保健所蒲郡保健分室、環境調査センター東三河支所、新城設楽総合庁舎及び元新城保健所設楽保健分室）において、災害救助用備蓄物資を保管していた。

保管施設の選定は、分散備蓄にあってはできる限り広範囲で保管できるよう、まずは県の総合庁舎を選定し、次に、各方面本部に所在する県有施設の中で各施設の位置関係を勘案しつつ保管場所が確保できる施設を選定し、集中備蓄にあっては輸送等に係る利便性と十分な保管場所を確保するという観点から選定していた。

さらに、保管施設が浸水被害に遭わないよう、県が公表する浸水想定区域図により浸水可能性を確認している。全ての保管施設が浸水想定区域外にあ

ることが望ましいが、物資を保管する場所が確保できる県有施設に限りがあるため、やむを得ず一部は浸水想定区域に該当する施設を選定しており、その場合は、棚の上や浸水被害に遭わないフロアで保管するなどの対策を講じているとのことであった。

ウ 災害救助用備蓄物資の保管場所の点検について

《監査の主な観点》

災害救助用備蓄物資の保管施設内の保管場所の点検が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

全ての保管場所において、年に1回以上、保管場所に雨漏り等の瑕疵がないか確認が行われていた。

エ 災害救助用備蓄物資の保管場所内の管理について

《監査の主な観点》

災害救助用備蓄物資の保管場所内の管理が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

保管している災害救助用備蓄物資は、全て災害救助法に基づき設置された災害救助基金に属する物品であって、同法による救助を行うために必要となる被災者への給与品（同法第26条第3号）であり、保管等要領に基づいて管理がされていた。

災害救助用備蓄物資とそれ以外の資機材等が同一の空間で保管されている保管場所もあったが、災害救助用備蓄物資は品目ごとにまとめて保管されており、配置図を作成し、災害救助用備蓄物資とそれ以外の資機材等で区画を分けて配置されていた。

災害救助用備蓄物資の箱には、品目及び数量等の表示があり、その表示によって中身が分かるようになっていた。保管場所のスペースの不足や整理整頓が不十分な状況は見受けられなかった。

保管施設のうち、西三河総合庁舎は、浸水想定区域に該当しているが、保管場所に限りがあること及び直接車両を接近させることができるため災害時に迅速かつ円滑に物資を搬出できるという理由から、災害救助用備蓄物資を

地下1階の倉庫に保管していた。このため、浸水のおそれが想定される場合は、事前に物資を上層階へ移動させることとしていた。

また、知多総合庁舎では、保管場所の前に廃棄予定の書類等が置かれており、物資の搬出に支障が出るのが懸念される状態であった。その他の保管施設では、保管場所から物資を運ぶ車両を駐車する場所までの搬出通路が確保されていた。

また、全ての保管場所において、夜間や停電時に備え、非常用照明器具（懐中電灯等）を保管場所内や災害時に職員が参集する場所に設置していた。

オ 災害救助用備蓄物資の保管場所の防犯対策について

《監査の主な観点》

災害救助用備蓄物資の保管場所の防犯対策は適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

物資はいずれも施錠できる場所で適切に保管されていた。

カ 災害救助用備蓄物資の在庫状況の確認について

《監査の主な観点》

保管等要領3(5)では、災害救助用備蓄物資については、定期的に（年1回以上）、在庫状況の確認（在庫数量及び保管状態の確認）を実施し、災害救助用備蓄物資保管状況確認作業結果報告書を作成するものとしてされていた。

そこで、在庫状況が定期的に（年1回以上）確認されているかを監査した。

《監査の結果》

全ての保管施設において、災害救助用備蓄物資保管状況確認作業結果報告書が作成され、在庫状況が年1回以上確認されていた。在庫状況の確認は、原則として、在庫数量は箱に表示されている数量により確認し、保管状態は外観の目視により異常がある場合に開封して確認することにより行われていた。

保管施設のうち、知多保健所では、知多県民事務所長が在庫状況の確認を実施し、災害救助用備蓄物資保管状況確認作業結果報告書を作成していたが、紙おむつ（大人用）について、在庫数量を箱に表示されている数量により確認していたものの、出納簿に記載された実際の在庫数量は108枚のところ、

箱の表示は 102 枚と誤記されており、不一致であったにもかかわらず、当該表示が訂正されることもなく、在庫数量 108 枚として報告書が作成されており、数量の確認が形骸化していることが疑われた。その他の保管施設では、適切に在庫状況が確認されていた。

キ 災害救助用備蓄物資の保管状況等の報告について

《監査の主な観点》

保管等要領 4(1)では、県民事務所長等は、毎年度 3 月 31 日現在の災害救助用備蓄物資の数量等保管状況を確認し、災害救助用備蓄物資保管報告書により 4 月 15 日までに防災安全局長宛て報告するものとしてされていた。また、保管等要領 4(2)では、県民事務所長等は、県民事務所等における保管場所の変更を行った場合、速やかに災害救助用物資保管場所変更報告書により防災安全局長宛てに報告するものとしてされていた。

そこで、災害救助用備蓄物資の保管状況等の報告が適切になされているかを監査した。

《監査の結果》

県民事務所長等は、災害救助用備蓄物資保管報告書を作成し、防災安全局長宛てに報告していた。

なお、保管場所の変更は平成 26 年度以降行われていなかった。

ク 災害救助用備蓄物資の使用期限、賞味期限の把握について

《監査の主な観点》

保管等要領 3(1)では、防災安全局長から保管等の委任を受けた県民事務所長等は、災害救助用備蓄物資の良好な状態の保持に努め、保管等について適切な対応を行うものとしてされていた。

また、保管等要領 6 では、災害救助用備蓄物資の更新に関する財源負担や契約行為は防災安全局長が行うとされていた。

そこで、災害救助用備蓄物資の品質保証期限が的確に把握され、更新等が行われているかを監査した。

《監査の結果》

防災安全局は、「品質保証期限のある備蓄物資の取扱い方針」を定め、品質保証期限がある品目は原則として期限を目途に廃棄する、廃棄の際には、物

資の有効活用を図るため、譲渡等の調整を図る等の旨を規定していた。

そして、品質保証期限のある9品目（食糧、粉ミルク、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ（幼児用）、紙おむつ（大人用）、生理用品及びカセットコンロ）については、一覧表を作成し、それらの品質保証期限を把握していた。

防災安全局は、遅くとも平成17年度以降は、災害救助用備蓄物資を発注する際に、商品名、内容量、製造日、品質保証期限等を箱に表示する仕様としており、県民事務所等及び委任機関においても、箱の表示を基に品質保証期限を把握していた。しかし、9品目のうち毛布については、当該仕様を定める以前に発注した物資が現存しており、これに該当する毛布については、防災安全局では品質保証期限を把握しているものの、県民事務所等及び委任機関では把握していなかった。

一方、物資の有効活用を図るため、品質保証期限がある物資は、期限が過ぎる前に、他の県機関、フードバンク活動等を行っているNPO団体、社会福祉法人、児童相談所、県立病院、市町村等に譲渡するよう努めているとのことであった。譲渡先は、物資の品質保証期限が過ぎるおおむね半年前から県機関において希望を募り、その後市町村やNPO団体等から希望を募っているとのことであった。なお、品質保証期限を過ぎた場合は、安全面を考慮し譲渡せず廃棄していた。

ケ 災害救助用備蓄物資の保管等の委任について

《監査の主な観点》

保管等要領3(2)では、愛知県災害対策本部の方面本部長である県民事務所長等は、方面本部を構成する機関の長に対し災害救助用備蓄物資の保管等を委任する場合は、保管要領を作成し、その業務及び責任の分担を別途定めることとするとされていた。

そこで、県民事務所長等が災害救助用備蓄物資の保管等を他の機関の長に委任している場合、保管要領を作成し、その業務の責任及び分担を定めているかを監査した。

《監査の結果》

県民事務所長等は、各自が方面本部ごとの災害救助用備蓄物資保管等要領

(以下「方面本部保管等要領」という。)を作成し、その業務の責任及び分担を定めており、作成した方面本部保管等要領に基づいて、災害救助用備蓄物資の保管等を委任していた。一方、委任をしていない保管施設及び方面本部を構成する機関ではないため委任ができない保管施設においては、県民事務所長等が自らの業務として保管等を行っていた。その状況は表5のとおりであった。

表5 災害救助用備蓄物資の保管等の委任状況

保管施設	方面本部長	委任先 (「-」は委任なし)
三の丸庁舎	尾張県民事務所長	-
愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)	尾張県民事務所長	-
瀬戸保健所 豊明保健分室	尾張県民事務所長	瀬戸保健所豊明保健分室長
海部総合庁舎	海部県民事務所長	-
知多総合庁舎	知多県民事務所長	-
知多保健所	知多県民事務所長	知多保健所長
西三河総合庁舎	西三河県民事務所長	-
衣浦東部保健所	西三河県民事務所長	衣浦東部保健所長
豊田加茂総合庁舎	西三河県民事務所長	-
足助無線中継所	西三河県民事務所長	-
東三河総合庁舎	東三河総局長	-
豊川保健所 蒲郡保健分室	東三河総局長	豊川保健所蒲郡保健分室長
環境調査センター 東三河支所	東三河総局長	-
新城設楽総合庁舎	新城設楽振興事務所長	-
元新城保健所 設楽保健分室	新城設楽振興事務所長	-

尾張県民事務所及び西三河県民事務所では、それぞれ瀬戸保健所豊明保健分室長及び衣浦東部保健所長に保管等を委任しているものの、当該委任に係る物資の数量等を記載した委任書の保存期間が経過しており、書面での記録が残っていないため、当初に保管等を委任された物資の数量等が確認できず、現在それらの施設で保管している物資が保管等を委任されたものであるかが

明確には確認できない状態であった。

なお、環境調査センター東三河支所は、監査の対象機関を選定するために防災安全局に対して実施した予備調査の段階では、東三河総局長から同支所の支所長に保管等を委任しているとの回答であったが、これは、防災安全局の事務担当者が、他の分散備蓄の保管場所と同様に、保管要領に基づいて委任しているものと誤認していたものであり、実際には、保管等の委任ではなく、東三河総局長が保管場所を借用している状況であった。

コ 委任機関における災害救助用備蓄物資の保管等について

《監査の主な観点》

監査対象とした委任機関が、県民事務所等が作成した災害救助用備蓄物資保管等要領に則して保管等を行っているかを監査した。

《監査の結果》

瀬戸保健所豊明保健分室及び知多保健所では、尾張県民事務所長及び知多県民事務所長が作成した該当方面本部の災害救助用備蓄物資保管等要領に則して物資の保管等が行われていた。

なお、前述したとおり、環境調査センター東三河支所では委任がされていなかったため、保管等は東三河総局長の業務として行われていた。

(3) 災害救助用備蓄物資の供給について

ア 災害救助用備蓄物資の供給に備えた訓練について

《監査の主な観点》

地域防災計画において、県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとされている。

そこで、災害救助用備蓄物資の供給に備えた訓練が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

防災安全局では、実動訓練及び図上訓練を年1回ずつ実施していた。実動訓練では、災害物流専門家等の助言を得ながら資機材の使用の確認、実際のトラックを使用した物資搬出訓練等を市町村と連携して行い、図上訓練では、実際に物資の采配のオペレーションを市町村、協定事業者等と連携し

ながら行っていた。

また、県民事務所等においても、災害時に物資の搬出を行う職員に対して、災害救助用備蓄物資の供給に備えた研修を実施していた。加えて、市町村が実施する訓練にも必要に応じて参画し、災害救助用備蓄物資の供給に備えた確認を行っているとのことであった。

これらの訓練等は、地域防災計画等に基づき、災害時に緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路等での輸送を想定して行われていた。なお、災害時には、道路の寸断等が発生することも予測されるが、災害対策本部において使用可能な道路の状況を随時把握して適切な輸送ルートを選定するとともに、協定事業者とも協力して輸送手段を確保することとしているとのことであった。

イ 関係機関等との連携について

《監査の主な観点》

地域防災計画において、県は、平常時から、協定事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとしてされている。

そこで、関係機関等との連携が事前に調整されているかを監査した。

《監査の結果》

協定事業者の災害時の連絡先は、年に1回確認していた。協定事業者と連携しながら図上訓練を実施しており、顔の見える関係作りを行っていた。また、協定事業者とは、定期的に検討会等を開催し、市町村、協定事業者等と災害時の供給体制について検討を行っていた。

4 監査意見

監査の結果は以上のとおりであるが、災害救助に係る物資の適切な備蓄及び管理の確保に資するため、次のとおり監査意見を付す。

〈監査意見〉災害救助用備蓄物資について備蓄方針数量の確保を求めるもの

該当機関 防災安全局

本県では、備蓄方針に基づいて物資の備蓄方針数量を定めているが、備蓄方針数量を満たしていない品目が複数存在していた。

この点について、防災安全局からは、備蓄方針数量を満たしていない物資

については今後計画的に備蓄を進めることとしており、また、仮に現時点で発災した場合でも、市場調達等の手段により必要十分な数量が確保できると見込んでいるとの説明があった。

災害救助用備蓄物資の確実な備蓄は、県民の安全・安心に直結するものであるので、的確な計画に基づいて着実に備蓄を進め、備蓄方針数量の確保に取り組み、確実に必要な物資が確保できるよう万全を期されたい。

〈監査意見〉 災害救助用備蓄物資の保管等について責任の所在を明確にすることを求めるもの

該当機関 防災安全局、東三河総局、尾張県民事務所、西三河県民事務所

災害救助用備蓄物資の保管等については、県民事務所長等から方面本部を構成する機関の長への委任が行われていたが、委任の有無やその範囲が明確でない機関が存在していた。災害時には明確な権限の分担と指揮命令に基づく速やかな対応が求められるところ、責任の所在が曖昧なままでは、緊急の対応に支障が生じるおそれがある。ついては、責任の所在が明確となるよう、委任関係等を再確認されたい。

〈監査意見〉 災害救助用備蓄物資の保管等に万全を期することを求めるもの

該当機関 防災安全局、知多県民事務所、西三河県民事務所

物資の保管状況を実地で確認した際に、浸水のおそれが想定される場合には保管場所から物資を上層階に移動することとなっていたもの、保管場所の出入口付近に廃棄予定の書類等が置かれており物資の搬出に支障が生じるおそれがあったもの、保管の責任者が保証期限を把握していなかったもの、物資の数量の確認が不十分であったもの等が見受けられた。災害救助用備蓄物資の毀損、搬出時の支障等により災害時に被災者に対して円滑な供給ができないことは、あってはならない事態であるので、その保管等には万全を期されたい。

【関係法令等】

○災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

（都道府県地域防災計画）

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 以下 略

○災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 以下 略

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2以下 略

(災害救助基金)

第二十六条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

一及び二 略

三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

○災害救助用備蓄物資保管等要領（令和2年11月18日付け2災対第734号）

1 目的

愛知県が主に災害救助法適用時等に県内の被災者に対して供与するために備蓄する食料及び生活必需品（以下「災害救助用備蓄物資」という）の適切な保管、出納、災害発生に伴う抛却及びその他の事項（以下「保管等」という）について定める。

2 保管等の委任

災害救助用備蓄物資の保管等を県民事務所等で行うため、防災安全局長は、東三河総局長、新城設楽振興事務所長、尾張県民事務所長、海部県民事務所長、知多県民事務所長及び西三河県民事務所長（以下、県民事務所長等という。）に対して「災害救助用備蓄物資保管等委任書（様式1）」により災害救助用備蓄物資の保管等を委任（更新の場合を除く）することとする。

3 保管等

- (1) 防災安全局長から保管等の委任を受けた県民事務所長等は、災害救助用備蓄物資の良好な状態の保持に努め、保管等について適切な対応を行うものとする。物資の出納は、災害救助用備蓄物資出納簿（様式2）により整理するものとする。
- (2) 県民事務所長等は、方面本部を構成する機関の長に対し災害救助用備蓄物資の保管を委任する場合は、保管要領を作成し、その業務及び責任の分担を別途定めることとする。
- (3) 集中備蓄（災害救助用備蓄物資のうち、防災安全局長が直接保管等を行うもの）の保管等は、防災安全局長が災害救助用備蓄物資出納簿（様式2）により整理するものとする。
- (4) 災害救助用備蓄物資を訓練等で一時的に持ち出す場合は、2名以上で作業及び数量等の確認を行い、災害救助用備蓄物資持ち出し管理簿（様式6）により整理する。

- (5) 災害救助用備蓄物資については、定期的に（年1回以上）、在庫状況の確認（在庫数量及び保管状態の確認）を実施し、災害救助用備蓄物資保管状況確認作業結果報告書（様式7）を作成するものとする。

4 報告

- (1) 県民事務所長等は、毎年度3月31日現在の災害救助用備蓄物資の数量等保管状況を確認し、災害救助用備蓄物資保管報告書（様式3）により4月15日までに防災安全局長あて報告するものとする。
- (2) 県民事務所長等は、県民事務所等における保管場所の変更を行った場合、すみやかに災害救助用物資保管場所変更報告書（様式4）により防災安全局長あてに報告するものとする。

5 災害発生時等の対応

- (1) 災害救助用備蓄物資は、原則として災害救助法適用災害に対して拋出する。
ただし、災害発生直後に災害救助法の適用を待つことなく拋出する必要がある場合、その他、特に必要と認められる場合には、防災安全局長（災害対策本部統括司令長）、県民事務所長等（方面本部長）の判断により拋出ができるものとする。
- (2) 災害救助用備蓄物資の拋出を行う場合は、2名以上で作業及び数量等の確認を行い、すみやかに災害救助用備蓄物資出納簿（様式2）を整理するとともに、後日、県民事務所長等は、災害救助用備蓄物資拋出報告書（様式5）により、防災安全局長あてに報告するものとする。
- (3) 災害発生時に方面本部から災害救助用備蓄物資を拋出し、不足がある場合は、当該方面本部から災害対策本部へ集中備蓄物資等の拋出要請を行うものとする。
災害対策本部は、要請に基づき物資の拋出を行う。
- (4) 災害時における災害救助用備蓄物資の拋出について、その他本要項に記載のないこと、疑義が生じた場合は、災害対策本部と協議を行い、その指示に従うこと。

6 物資の更新

災害救助用備蓄物資の更新に関する財源負担や契約行為は防災安全局長が行う。

是正又は改善を必要とする事項集計表

この表は、第2の「2 監査結果」及び第3の「2 監査結果」に記載した是正又は改善を必要とする事項の件数を集計した表である。

1 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	1	0	1(1)
支 出	6	0	6(3)
人 件 費 ・ 旅 費	0	0	0(0)
財 産 ・ 物 品	16	0	16(5)
委 託	0	0	0(0)
工 事	5	0	5(2)
補 助 金	0	0	0(0)
事 故	0	0	0(0)
事 務 事 業	2	0	2(0)
そ の 他	0	0	0(0)
テーマを設定した行政監査	0	0	0(0)
計	30(11)	0(0)	30(11)

(注) () 内は前年の件数を示す。

2 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	0	0	0(0)
総 務 局	4	0	4(1)
人 事 局	0	0	0(0)
防 災 安 全 局	0	0	0(0)
県 民 文 化 局	0	0	0(0)
環 境 局	0	0	0(0)
福 祉 局	1	0	1(1)
保 健 医 療 局	1	0	1(0)
経 済 産 業 局	0	0	0(0)
労 働 局	0	0	0(0)
観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 局	0	0	0(0)
農 業 水 産 局	1	0	1(1)
農 林 基 盤 局	0	0	0(0)
建 設 局	7	0	7(1)
都 市 ・ 交 通 局	1	0	1(0)
建 築 局	0	0	0(0)
ス ポ ー ツ 局	0	0	0(0)
会 計 局	1	0	1(0)
議 会 事 務 局	0	0	0(0)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
監 査 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
教 育 委 員 会	11	0	11(4)
警 察 本 部	1	0	1(2)
企 業 庁	2	0	2(1)
病 院 事 業 庁	0	0	0(0)
計	30(11)	0(0)	30(11)
うち、テーマを設定した行政監査分	0(0)	0(0)	0(0)

(注) () 内は前年の件数を示す。

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、9件の監査意見を付した。
(うち、テーマを設定した行政監査分3件)